

山武市成東駅前観光交流センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定により、山武市成東駅前観光交流センター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、観光資源に関する情報を広く発信し、市民と観光客及び市民相互の交流を図り、賑わい創出の拠点施設として、センターを設置する。

(名称及び位置)

第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
山武市成東駅前観光交流センター	山武市津辺361番地13

(施設)

第4条 センターは、観光案内所、待合所及び貸出スペース（フリースペース及び会議室）をもって構成する。

(事業)

第5条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 観光情報及び地域情報の発信等に関すること。
- (2) 地域コミュニティの活性化に関すること。
- (3) 市内外の人との交流に関すること。
- (4) ボランティア、市民活動団体、NPO法人等様々な組織の連携促進に関すること。
- (5) 学生等の交流及び学習に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な事業。

(開館時間)

第6条 センターの開館時間は、午前9時から午後8時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第7条 センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(使用の許可)

第8条 貸出スペース（フリースペース及び会議室）等を使用して会議、イベント等の開催をする場合は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項に規定する許可をする場合において、市長は、センターの施設の管理運営上必要な条件を付すことができる。

(使用の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) センターの設置目的に反するとき。
- (3) 施設等を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (4) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になると認めるとき。
- (5) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる物品若しくは動物類を携帯するとき。
- (6) 政治的又は宗教的活動に利用するおそれがあると認めるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障があると認めるとき。

(使用の許可の取消し等)

第10条 市長は、第8条第1項の規定により許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消し、又は中止させることができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 施設の目的又は第8条第2項に規定する条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障があると認められるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、許可によって生じる権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復義務)

第12条 使用者は、センターの使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第13条 使用者は、その使用により施設等を損傷した場合において、前条に規定する原状回復ができないときは、市長の認定に基づき、その損害を賠償しなければならない。

2 市長は、第10条及び第15条に規定する使用許可の取消しにより、使用者が被った損害について賠償の責めを負わない。

(特別使用の許可)

第14条 センターにおいて次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 業として物品等を販売すること。
- (2) 業として会議、イベント等を開催すること。
- (3) その他市長が必要と認めたサービス業務を提供すること。

2 市長は、センターの施設の管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可について条件を付することができる。

(特別使用の許可の取消し等)

第15条 市長は、前条第1項の規定により許可を受けた者（以下「特別使用者」という。）が第10条各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消し、又は中止させることができる。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、センター設置の目的を効果的に達成するため、センターの管理を法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(業務の範囲)

第17条 指定管理者が行う業務の範囲は、第5条各号に掲げる事業（第8条の規定による使用の許可及び第14条の規定による特別使用の許可を含む。）とする。

2 指定管理者にセンターの管理を行わせる場合における第8条から第10条まで及び第13条から第15条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成29年12月規則第33号で、同29年12月8日から施行）